

り、法務省において会社法の改正について検討を始め、昭和五十四年五月二十二日、閣議了解により、航空機疑問問題防止対策のため、政治の淨化、政治倫理の確立、これを担保する制度の創設が提言されました。これはいまだに実行されておりません。

加えて、企業の倫理、制裁法規の整備、監査制度の充実、自主的監視機能の強化、多国籍企業による海外不正支払い防止、公認会計士監査の充実、経済界の自粛自制、賄賂罪の刑の加重、時効期間の延長等が提言されたのであります。この間、実に八年、ようやく日の目を見たのであります。が、この間はもちろん、今日におきましても、商道徳の退廃、企業の国民に対する背信行為、不正経理の乱発、まさに魑魅魍魎のさまはきわめて遺憾であり、この間の自民党政の責任は、重かつ大と言わなければなりません。(拍手) 総理も、この間、党内の総務会会长九期、農林大臣などにあつたわけであります。が、この責任についてどのように考えられますか、お伺いをする次第であります。これは、私、社会党の主張のみではなく、国民全般の天の声であるという立場から、明確に回答されることを期待するものであります。

ちなみに、この間、北商のかずのこ事件しかり、十全会、KDD、石油やみカルテル、平和、大光相互銀行、日本発馬機、誠益グループ、岩井の香港事件等々、例挙のいとまもありません。

商法は、六法の一つとして、わが国における商行為についての骨格法であります。昭和四十九年の附帯決議の内容からはきわめてほど遠いものであります。

すなわち、会社の社会的責任、大小会社の区別、会計監査人の独立、監査法人の育成、休眠会社の整理、財務内容の公開、株主総会及び取締役会制度の改革等が求められたのであります。これらについて、総理、今後どのように対処さ

れる見込みでありますか、緊急を要すると思いますが、お伺いをいたします。特に商法中、社会的責任を明記することはきわめて重要だと思いますが、いかがであります。佐藤総理時代に「小骨も抜かない」と言いながら、大骨はもちろん肉まで取って、しつばしか残らなかつた政治資金規正法の二の舞は許されないものと思いますが、決意のほどをお伺いをいたします。(拍手)

商行為は、ある意味において自由適達、律動的でなければならない面ももちろんあります。しかし、社会の秩序、公共の福祉等、おのづから限界もまたあり、単なる利益追求のためにのみ存在するものではありません。

不十分ながら、その一步を踏み出したことを認めないものではありません。しかしながら、のど元過ぎれば熱さを忘れるではありませんが、せっかくの審議会の答申が、業界等の反対などで大きく後退した事実も見逃せないのであります。

また、近時、企業も国際的連帶の中に対し、欧米各との体系の調整もまた必要となつております。現状において、無額面株式。自己株式の取得、処分、罰則。株式相互保有の制限。連結財務諸表の作成。ディスクロージャー制度の充実等々、今後につき点があります。どのように対応する考えであるか、お伺いをいたします。

次に、総会屋対策であります。企業を食い物にするとともに、企業自身を毒するこの種の行為の撲滅は、きわめて重要な課題であります。今回、無償供与の禁止、返還と罰則が規定されました。が、「何人ニ対シテモ株主ノ権利ノ行使ニ關シ」とあり、この判定はきわめて困難であり、有償、無償の判断もまたしかりであります。取締役、監査役、支配人その他の使用人は、六カ月以下の懲役または三十万円以下の罰金となれば、だれがこの事實を指摘するのか。みずから首になわをつける者はありますまい。その取り締

か、公安委員長にお伺いをいたします。

なお、会計監査人のことの事実判定の権限を与えることについてどう考えておられますか、あわせてお伺いいたしたいと思います。

また今回、一株五万円となります。が、端株所有者の権利が抑圧され、締め出されることになる危険があり、その権利を十分保障する措置は講ぜられますか。特に議決権を含めてお伺いをいたしま

す。

株式の相互保有について、ヨーロッパではおむね一〇%を限界としておりますが、親子会社を含め、第三の会社に対して二五%以上、議決権を失効いたしますが、さらに抑制すべきではないのでしょうか。

次に、取締役及び監査役の資格制限に、たとえ

ば刑に処せられ執行後二年は少な過ぎないかどうか。二親等以内への連坐制など、企業の品格を重んずる立場から厳格であることが求められると思

いますが、いかがであります。

今回の改正の最重点は、監査制度の強化にあることは御承知のとおりであります。同時に求めら

れていることは、企業役員の独善を排除し、民主

的運営を求めていることであります。

少數株主による監査役の忌避権行使、総会における質問の自由、追加議案の提出権の拡充なども求められているところであります。

監査役、会計監査人の独立性はどう確保されたか、報酬など適正に定められる措置は講ぜられなければならぬと思いますが、万全と言えるのか

疑問のあるところでありますので、どう対応するかお伺いをいたします。

海外の投融資も、七五年末で十億円以上の会社で百六十五社に及び、総額三兆円を超えていた状況であります。七六年五月には実に六百九十九社に

あります。また、新日本製鐵、三井物産の出資のアルマックスは四億ドルの売り上げであります。大藏大臣を含めまして、これらの適正な措置についてどう対応されるか、お伺いをするものであります。

今日段階で一番重要なことはディスクロー

ジヤーの強化問題であります。

国民の企業に対する不信を払拭し、信頼を取り戻し、秩序もあり、健全、明朗な企業体制を確立することとは、一にディスクロージヤーのあり方にあります。株主及び債権者の保護のみでなく、社会の構成員としての義務であります。米、英、西独、仏と比較して、連結貸借対照表、連結損益計算書、子会社を含め報告されており、イギリスにおいては、営業報告についても取引高の明細、有利性、従業員数、政治などへの寄付金の明細、輸出の明細、取締役の持つ株式、社債などの開示が行われております。今後の重要な課題として、これらの例示した開示制度の充実を図ることが必要と考えますが、明確な回答を求めるものであります。

続いて経営委員会制度であります。

今回、提案のなかつた点であります。が、大会社については越権行為、背任、独善を排除するためにも民主的運営が求められるところであります。

速やかに改善を求めるものであります。が、どうお考えになられるか、お伺いをいたします。

同時に、使用者と取締役との兼務の制限または禁止についてであります。

名譽的な意味で、長年勤続し功績のあった者などに取締役などの役職とともに工場長、部長などを兼ねることを、情として理解しないものではありません。しかし、これらの二枚看板が時として

は悪用され、個人の責任と取締役としての責任の明確を欠き、問題を複雑にしたり責任の回避に利用された経験もあります。外国においても明確に禁止しているところもあり、責任の明確化のたまりに当たって、どのように対応しようとするの

官 報 号

の制度を参考にして決めさせていただいたわけでもあります。

取締役、監査役の資格の制限についても、さらに強化すべきだという御趣旨の御意見でございました。

会社の資産の保全あるいは会社の経理の適正化を図つていただきたいには、厳しく資格を制限していくことが大切だと考えておるわけでございましょうけれども、職業選択の自由でありますとか、あるいはできる限り活力ある経済活動を期待するという立場から考えますと、必ずしもそればかり考えられないというようなところで、調和をとつて決めさせていただいたつもりでございます。

次に、監査役、会計監査人の独立性のお話がございました。会計監査人につきましては、そのために今回、監査役の過半数の推薦によりまして、株主総会で決めるということになりました。同時にまた、監査役につきましても、その報酬は取締役の報酬とは分けまして、監査役の報酬として株主総会で決定をする。そして、取締役の影響をできる限り排除できるという仕組みをとらせていただいたわけでござります。

企業の海外進出についてのお話がございました。資本提携を含めまして企業結合の問題、これをなお引き続いて検討してまいりおるわけでございまして、その際に、資本の海外進出に關します。

る問題もあわせて検討されるべきだと考えております。そのようなことを通じまして、御要請にこないます。

ディスクロージャーの強化のお話がございました。今回の改正の重要な点でござります。

会社の業務内容や財務内容を開示していく、その開示を強化する目的をもちまして、業務報告書でありますとか、あるいは監査役や会計監査人の監査報告書、この記載内容を法務省令で決めることにしたわけでござります。開示の内容を強化す

るわけでありますから、記載方法を示しまして、これをさらに充実させる方向で決めさせていただきたくと考えておるわけでござります。

なお、株主総会を招集します場合には、その際に参考書類も送付しなければならないということにいたしまして、株主の批判もしやすいようにしていきたいと考えております。

経営委員会のお話がございました。今回の改正におきまして、取締役会の専権事項なども法定することを通じまして、取締役会の民主化を図つていいつもりでございます。経営委員会を設けますと、せつかく民主化を図つた取締役会が形骸化されるおそれが出てくるのじゃないか、そういうようなことで今回、経営委員会の設置は見送ったような次第でござります。今後ともなお検討される課題だと存じておるわけでござります。

使用者取締役についての御意見がございました。日本の経営風土の一つの特色であるうと思つてたえてまいりたいと考えておるわけでございま

す。

た。

一つは、終身雇用制をとつておること、したがつて、使用人が、従業員が登り詰めますと役員

になります。そのようなことを通じまして、御要請にございました。

【国務大臣安孫子藤吉君登壇】

○国務大臣(安孫子藤吉君) 御質問は、今回の改

正案で、株主権の行使に関連する財産上の利益の供与を禁止し、その違反に罰則を科することとしていることが総会屋対策として有効なのかどう

か。また、警察は、そのような違反事實を実際に詰めて役員を兼ねておるという例が多いわけでござります。

まさに法律的には御指摘になりましたように問題が多うございます。しかし、経営的に考えてま

りますと、日本の経営の特色として、また、あ

が、警察といたしましては、最近の暴力団が総会屋に進出をいたし、あるいは総会屋が暴力団と結託をし、またはその支配を受けて活動をいたし

ておる実情から、総合的な暴力団対策の一環とい

たしまして、これまで総会屋対策を重視してま

ったところでござります。

総会屋の活動態様には各種のものがござります

が、その主要なるものは、株主権の行使に関連し

て金銭の供与を受けるというものが多いのですが、ますますだけに、今回の改正案が、この種の行為を禁止し、その違反を处罚するということにしておりますことは、警察の総会屋対策の上でも有

効に機能してまいるものと考えております。

いずれにいたしましても、警察は、この改正法が成立をいたしますれば、その趣旨を体し、国会での御論議も踏まえまして、法の目的とするところが実現されますように最善を尽くしてまい

第三十三条第一項中「若しくは共同電話の種類」

を削り、同条第二項中「共同電話による通話が著

しく少ないと認めるとき、又は」を削り、「若しく

は」を「又は」に改め、「又は共同電話の種類」を削

り、同条第三項中「又は共同電話の種類」を削り、

同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二

項を加える。

うに改める。

(電話取扱局の種類)

第四十四条 公社は、加入電話に係る電話使用料

の適用の基準とするため、電話取扱局につい

て、その電話取扱局に係る加入電話等の数によ

り、次の表に掲げるとおり、その種類を定め、

これを公示しなければならない。

第四十五条を削る。

種類	加入電話等の数
一級局	八百未満
二級局	八百以上八千未満
三級局	八千以上五万未満
四級局	五万以上四十万未満
五級局	四十万以上

第四十五条の二第二項中「区域外通話の」を「次
条第三号に規定する区域外通話の」に改め、同条
を第四十五条とする。

第四十六条第二項を削る。

第四十七条第一項各号記載以外の部分を次のよ
うに改める。

2 公社は、前項の規定によりその種類を定めた
電話取扱局について、その電話取扱局に係る加
入電話等の数が他の種類の電話取扱局に対応す
る数になったときは、その日から一月以内に、
その種類を変更し、これを公示しなければなら
ない。

3 第二項の電話取扱局に係る加入電話等の数
は、その電話取扱局及びその電話取扱局に収容
されている加入電話から第四十六条第一号に規
定する区域内通話をすることができる加入電話
の数を改正する法律案及び同報告書

を取容している他の電話取扱局に取容されてい
る加入電話（契約の期間が公社が定める期間以
内のものを除く。）公社が郵政大臣の認可を受
けて定める種類の電話並びに第五十四条の三第
一項に規定する有線放送電話接続回線のそれぞ
り、次の表に掲げるとおり、その種類を定め、
これを公示しなければならない。

第五十二条第二項を次のように改める。

2 公社は、電話交換取扱者の認定を取り消さ
れ、取消しの日から六月を経過しない者に対し
ては、電話交換取扱者資格試験を受けさせない
ことができる。

第五十二条第四項中「五百円をこえない範囲内
において公社が定める手数料」を「公社が郵政大臣
の認可を受けて定める額の手数料」に改める。

第五十四条の六第一項中「市外接続通話の種類」
を「市外接続通話（その通話に係る電話取扱局にお
ける接続の全部が自動的に行われる通話及びその
通話の相手方たる接続有線放送電話設備に係る有
線放送電話接続回線が取容されている電話取扱局
までの接続が自動的に行われる通話を除く。以下
この条において同じ。）の種類」に改め、同条第二
項中「市外通話」を「手動接続方式による通話」に改
める。

第五十九条第一項第三号中「（定額料金制による加
入電話若しくは地域団体加入電話又は定額料金局
にその有線放送電話接続回線が取容されている接
続有線放送電話設備にあつては、二倍）」を削る。

別表中第2から第4までを次のように改め、第
5を削る。

第四十九条中「市外通話」を「手動接続方式によ
る通話」に、「先立つて」を「先立つて」に改める。
第五十条中「除く外」を「除くほか」に、「市外通
話」を「手動接続方式による通話」に、「先立つて」

昭和五十六年四月十七日

衆議院会議録第十九号

公衆電気通信法の一部を改正する法律案及び同報告書

六六六

第2 電話使用料(電話取扱局に収容されている加入電話(契約の期間が30日以内のものを除く。)に係るもの)

料金種別	料金額	事務用	住宅用
単独電話(公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。)及び構内交換電話(構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。)に係るもの			
1級局	一加入電話ごとに月額	1,400円	1,000円
2級局	△	1,700円	1,200円
3級局	△	2,000円	1,400円
4級局	△	2,300円	1,600円
5級局	△	2,600円	1,800円

備考

- 1 住宅用とは、専ら居住の用に供される場所に設置されるものをいう。ただし、法人又は第28条第2項に規定する代表者の加入電話加入契約に係るものにあつては、郵政省令で定めるものに限る。
- 2 事務用とは、住宅用以外のものをいう。

第3 通話料(加入電話又は公衆電話から行う自動接続方式による通話に係るもの)

料金種別	料金額
1 加入電話から行う通話に係るもの	
イ 区域内通話料(郵政省令で定める種類に属する加入電話から行う通話で同一の電話取扱局に収容されている加入電話(その電話取扱局と同一の電話加入区域内にある他の電話取扱局に収容されている加入電話を含む。)相互間のものに係る料金を除く。)	3分までごとに 10円
ロ 隣接区域内通話料	80秒までごとに 10円
ハ 区域外通話料	次に掲げる秒数までごとに 10円
区域外通話地域間距離	
20キロメートルまで	80秒
30△	38秒
40△	30秒
60△	21秒
80△	15秒
100△	13秒
120△	10秒
160△	8秒
240△	6.5秒
320△	5秒
500△	4秒
750△	3.5秒
750キロメートルを超えるもの	3秒

2 公衆電話から行う通話に係るもの

1 に掲げる料金額と同額

備考

- 1 区域外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。
- 2 公社は、区域外通話地域間距離が60キロメートルを超える区域外通話の料金のうち、夜間に係る料金並びに日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日をいい、同法第3条第2項の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日を含む。)に係る料金(夜間に係るものと除く。)について、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。

第4 設備料(加入電話加入申込が承諾された場合のもの。ただし、契約の期間が30日以内の加入電話に係るものと除く。)

料 金 種 别	料 金 額
1 単独電話に係るもの	一加入電話ごとに 80,000円
2 共同電話に係るもの	一加入電話ごとに 48,000円
3 集団電話に係るもの	一加入電話ごとに 80,000円以内において、集団電話の種類に応じ、公社が郵政大臣の認可を受けて定める額
4 構内交換電話に係るもの(構内交換設備及び内線電話機に係るものと除く。)	一加入電話ごとに 80,000円

附 則

4 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(昭和三十五年法律第六十四号)の一部を

第一条第一項第一号及び第二号を次のように改正する。

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第一条第一項第一号及び第二号を次のように改正する。

1 単独電話に係る加入電話加入申込をした者

加入電話加入申込に係る電話取扱局(公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第二十五条に規定する電話取扱局をいう。以下同じ。)の種類に応じ、五級局については十五万円以内において、一級局については二万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の電話取扱局については、これらの額を基準とし、電話取扱局の種類ごとに政令で定める額

3 この法律の施行の日前に支払うべき原因が生じた公衆電気通信役務の料金については、なお従前の例による。
(電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の一部改正)

二 共同電話に係る加入電話加入申込をした者

加入電話加入申込に係る電話取扱局の種類に応じ、五級局については五万円以内において、一級局については一万円以内において、それぞれ公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、その他の種類の電話取扱局については、これらの額を基準とし、前号の政令で定める額を参考して、電話取扱局の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受け

第二条第一項第四号中「イ又はロ」を削る。

第三条第一項中「加入電話の種類(共同電話の種類を含む。以下同じ。)に応じ、五級度数料金局の単独電話については十万円以内において、七級定額料金局の単独電話については五万円以内において、それぞれ公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、五級度数料金局及び七級定額料金局の単独電話以外の種類の加入電話並びにその他の種類の電話取扱局については、これらを「加入電話の種類に応じ、五級局の単独電話については十万円以内において公社が郵政

電話の種類の加入電話及びその他の種類の電話以外の種類の加入電話及びその他の種類の電話取扱局については、この類」に改める。

外 号 (理 由)

電話の近距離の通話料と遠距離の通話料との格差の是正等を図るため、遠距離の通話料を引き下げるとともに、日曜日及び祝日に係る料金を法定の料金より低く定めることができることとするほか、公衆電気通信業務の円滑な運営を確保するため、加入電話加入者の数が著しく減少した集団電話について、日本電信電話公社(以下「公社」という。)が加入電話の種類を変更することができるなどとする等の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 電話の料金に関する事項

(一) 区域外通話地域間距離が五〇〇キロメートルを超える区域外通話の料金を次のことおり改めることとする。

料金額(次
の秒数ごと
に一〇円)

五〇〇キロメートルを超え
七五〇キロメートルを超えるもの

三・五秒(現行は
二・五秒)

ことともに、日曜日及び祝日に係る料金を法定の料金より低く定めることができるなどとするほか、公衆電気通信業務の円滑な運営を確保するため、加入電話加入者の数が著しく減少した集団電話について、日本電信電話公社が加入電話の種類を変更することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、電話の近距離の通話料と遠距離の通

話料との格差の是正等を図るため、遠距離の通話料を引き下げるとともに、日曜日及び祝日に係る料金を法定の料金より低く定めることができることとするほか、公衆電気通信業務の円滑な運営を確保するため、加入電話加入者の数が著しく減少した集団電話について、日本電信電

話料を引き下げるとともに、日曜日及び祝日に係る料金を法定の料金より低く定めることができることとするほか、公衆電気通信業務の円滑な運営を確保するため、加入電話加入者の数が著しく減少した集団電話について、日本電信電

二 議案の可決理由

本案の趣旨及び内容は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付すことに決した。

右報告する。

昭和五十六年四月十六日

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

公衆電気通信法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に当たり、政府並びに日本電信電話公社は、次の各項の実施に努むべきである。

一 電気通信事業の高度の公共性及び日本電信電話公社設立の趣旨にかんがみ、経営の主体性を發揮し、効率的な事業運営を行い、公社の健全な財政を維持するよう努めること。

一 公社の監査機能の強化等経営委員会の充実及び経営の一層の公開を図るよう努めること。

一 通話料の遠近格差の是正、グループ料金制の導入などについて今後引き続き検討するとともに、福祉形電話の充実、国民のニーズに即した新サービスの提供に努めること。

一 地域集団電話の一般加入電話への種類変更に当たっては、加入者の理解と協力を得て円滑に実施すること。

減収見込額は、約六百四十四億円である。

一 電気通信事業の発展並びに企業努力の成果を

あげるために、同事業に従事する職員等に適切な労働条件が確保されるよう努めること。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十六年一月十二日

内閣總理大臣 鈴木 善幸

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律

産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
附則第一項中「二十年」を「三十年」に、「昭和六十五年度」を「昭和七十五年度」に改める。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第三十六条の十二第一項」を「第三十六条の十第一項」と、「昭和五十六年十一月十二日」を「昭和六十六年十一月十二日」に改める。

理 由

産炭地域における鉱工業等の振興を促進する等の必要性がなお存続している実情にかんがみ、産炭地域振興臨時措置法の有效期間を十年延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産炭地域における鉱工業等の振興を促進する等の必要性がなお存続している実情にかんがみ、産炭地域振興臨時措置法の有效期間を十年延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産炭地域における鉱工業等の振興を促進するため、エネルギー対策特別会計予算石炭勘定に産炭地域振興対策費として八十六億二百八十三万六千元が計上されている。

昭和五十六年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計予算石炭勘定に産炭地域振興対策費として八十六億二百八十三万六千元が計上されている。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

引き続き講ずるための措置として、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 産炭地域の指定の解除に当たつては、経済生活性ことに地域社会としての発展が可能と認められる合理的な評価基準によることとし、適切な経過措置を講ずること。

四 産炭地域振興対策を着実に推進するため、必要な財源を確保し、関係各省庁の当該地域における事業採択に格別な配慮を加える等諸施策の充実に努めるとともに、中央・地方における関係各省庁間及び関係地方公共団体等との連絡協調体制を一層緊密化すること。

三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計予算石炭勘定に産炭地域振興対策費として八十六億二百八十三万六千元が計上されている。

右報告する。

昭和五十六年四月十六日

石炭対策特別委員長 森中 守義

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和五十六年四月十七日 衆議院会議録第十九号

衆議院会議録第十三号中正誤

ペレ段行誤 正

四二五 四二二 責任の発生等 責任等の発生

四三〇 四一八 企業倒産 企業倒産

四三一 一二 踏み切る 踏み切る

衆議院会議録第十四号中正誤

ペレ段行誤 正

四三五 三末 多数 多数

四三六 三四 再開発で 再開発での

四六四 三末 引き下げる 引き上げる

明治二十五年三月三十日
種類便物認可(定価
一〇円)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 551-1055
大代

六七〇